

今月の内容

- ◆ 労働保険【年度更新】のしくみ
- ◆ 『労働保険料申告書』が届いたら…
- ◆ R2年4月より 子ども・子育て拠出金率が変わりました
- ◆ R2年4月より 未払い賃金の請求期間等が延長されました

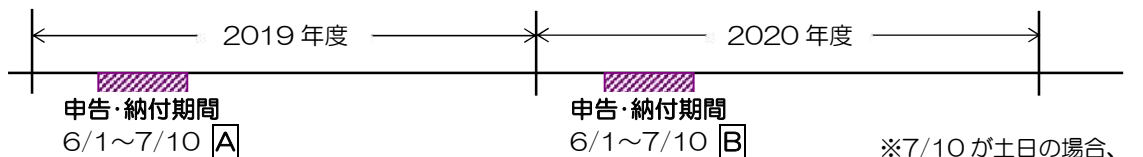
労働保険【年度更新】のしくみ

今年も労働保険の年度更新の時期が近づいてきました。今号では、年度更新のしくみについてご説明します。

** 労働保険【年度更新】のしくみ **

- ◎ 労働保険料は、毎年6/1～7/10に、当年度（4月～翌3月）分を概算で申告します。（「概算保険料」）
- ◎ 当年度終了後に、次の算式により正確な保険料額を算出します。（「確定保険料」）
【 確定保険料 = 当該年度（4月～翌3月）の賃金総額 × 保険料率 】
- ◎ 大抵の場合、概算保険料と確定保険料の額に差が生じますので、その差額を清算します。その際、併せて翌年度の概算保険料を申告します。
- ★ この一連の手続きを【年度更新】と言います。

【例】



※7/10が土日の場合、申告・納付期間は翌月曜日迄となります。

A 2019年度分の **概算保険料** を申告・納付〔820,000円〕

B ① 2019年度分の **確定保険料** を算出〔840,000円〕

② **概算保険料** と **確定保険料** との **差額** を計算〔820,000円 - 840,000円 = ▲20,000円〕

2019年度
概算保険料

2019年度
確定保険料

差額

③ 2020年度分の **概算保険料** を算出〔840,000円〕

④ 保険料を納付〔840,000円 + 20,000円 = 860,000円〕

2020年度
概算保険料

2019年度
の差額

2020年度
に納付する額



★ ③で算出した概算保険料が40万円以上の場合、3回に分割して納付することができます。（分割納付の納期限は ①7月10日、②10月31日、③1月31日。）

★ 労働保険料を口座振替で納付する場合、引落日は9月6日です。（分割納付の引落日は ①9月6日、②11月14日、③2月14日。）

『労働保険料申告書』が届いたら…

* 5月末頃に、東京労働局から貴社宛に『労働保険料申告書』が送られてきます。

* 弊社に年度更新業務を委託しているお客様は、**緑色A4サイズの封筒**が届きましたら、**社会保険労務士法人あおぞら**にお送りくださいますようお願いいたします。



こんな封筒が届きます。

⇒ **社労士法人あおぞら** へ



R2年4月より 子ども・子育て拠出金率が変わりました

- 子ども・子育て拠出金とは、児童手当等の財源の一部として、企業が拠出するものです。
- 拠出金は、厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額に拠出金率を乗じて算出され、厚生年金保険料とともに納付することになっています。
- 令和2年4月分（5月末納付分）より、子ども・子育て拠出金率が以下のように改定されました。

【子ども・子育て拠出金率】

R2年3月まで	R2年4月から
3.4/1000	⇒ 3.6/1000

★子ども・子育て拠出金は全額事業主負担であるため、給与からの控除はありません。

R2年4月より 未払い賃金の請求期間等が延長されました

令和2年4月1日より、「労働者が未払い賃金を請求できる期間」や「賃金台帳等の保存期間」が以下のように延長されました。

	改正前	R2年4月1日から
労働者が未払い賃金 ^{※1} を請求できる期間 ※1 残業手当・休業手当を含む	2年 ⇒	5年（当分の間は3年）
記録 ^{※2} の保存期間 ※2 労働者名簿・賃金台帳・出勤簿等	3年 ⇒	5年（当分の間は3年）

★本項目については、後日本紙にて詳しくご紹介する予定です。

